

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 利用料金表（1割負担）

令和7年5月現在

特養・個室

（単位：円・1ヶ月：31日）

介護度	段階	施設サービス費	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1ヶ月あたり単位数計	1割負担／月	居住費／日	食費／日	1ヶ月あたり
要介護1	第1段階	589	11	22	36	50	20,448	23,637	380	300	44,717
	第2段階								480	390	50,607
	第3段階								880	① 650	① 71,067
										② 1,360	② 93,077
	第4段階								1,231	1,700	#REF!
要介護2	第1段階	659	11	22	36	50	22,618	26,146	380	300	47,226
	第2段階								480	390	53,116
	第3段階								880	① 650	① 73,576
										② 1,360	② 95,586
	第4段階								1,231	1,700	#REF!
要介護3	第1段階	732	11	22	36	50	24,881	28,761	380	300	49,841
	第2段階								480	390	55,731
	第3段階								880	① 650	① 76,191
										② 1,360	② 98,201
	第4段階								1,231	1,700	#REF!
要介護4	第1段階	802	11	22	36	50	27,051	31,270	380	300	52,350
	第2段階								480	390	58,240
	第3段階								880	① 650	① 78,700
										② 1,360	② 100,710
	第4段階								1,231	1,700	#REF!
要介護5	第1段階	871	11	22	36	50	29,190	33,743	380	300	54,823
	第2段階								480	390	60,713
	第3段階								880	① 650	① 81,173
										② 1,360	② 103,183
	第4段階								1,231	1,700	#REF!

- 上記利用料に、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（総単位数の14.0%）及び地域加算（7級地10.14）は計上しております。
- 上記利用料金に、科学的介護推進体制加算Ⅱについては1ヶ月50単位となります
- 入所月のみ「安全対策体制加算」月20単位計上させていただきます。
- 上記利用料に、1日あたり飲み物50円、おやつ60円が計上されます。嚥下調整が必要な方は1回70円（1日あたり210円）が計上されます。

備考

- 第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
- 第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
- 第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方（第3段階①）120万円超の方（第3段階②）
- 第4段階 上記以外の方